



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of  
Transmission Operators, JAPAN

2017年2月21日  
電力広域的運営推進機関

## 需給状況改善のための指示の実施について

当機関は、本日、電気事業法第28条の4第1項に基づき、中部電力供給区域の需給状況改善のため、下記のとおり指示を行いました。

### 記

#### 1 指示を受けた会員の名称

- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・中部電力株式会社

#### 2 指示の内容

- ・北陸電力は、中部電力に17時30分～19時の間、10万kWの電気を供給すること
- ・関西電力は、中部電力に17時～20時の間、最大80万kWの電気を供給すること
- ・中国電力は、中部電力に17時30分～19時30分の間、最大15万kWの電気を供給すること
- ・九州電力は、中部電力に18時～19時の間、最大35万kWの電気を供給すること
- ・中部電力は、北陸電力、関西電力、中国電力および九州電力から17時～20時の間、最大140万kWの電気の供給を受けること

#### 3 指示をした年月日および時刻

- ・平成29年2月21日 16時25分

#### 4 指示をした理由

- ・上越火力線1・2号線停止による中部電力の電源脱落および中部電力エリアの需要増加の影響に伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため。

以上